

常滑市立鬼崎南小学校いじめ防止基本方針

2026年4月8日改訂

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

(2) 鬼崎南小学校におけるいじめ防止に関する基本理念

ア 生徒指導についての理念

「子ども」は、

- ・一人一人がかけがえのない存在である。
- ・誰でも伸びる力をもっている。
- ・安定しているように見えても心は揺れ動いている。

以上の考えのもと児童理解に努め、学校生活全般にわたって「生徒指導の4つの機能」を働かせる。

〈生徒指導の4つの機能とは〉

- 児童に自己存在感を与えること
 - ・集団の中の一員として自覚をもち、その役割を果たす中で、存在価値を認められていると実感できる場を設定する。
- 共感的人間関係を基盤にしていくこと（児童と教師、児童と児童）
 - ・お互いに認め合い、支え合い、励まし合う関係を基盤に活動を進める。
- 児童に自己決定の場を与えること
 - ・自分で考え、判断し、実践していく場を設定する。
- 安全・安心な風土の醸成
 - ・児童一人一人が個性的な存在として尊重され、学級で安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する。

イ いじめ防止に関する理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付け、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(3) 鬼崎南小学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ①さまざまな場面で、認め合い、支え合うことを大切にして、よりよい人間関係づくりに努める。全教職員の共通理解と協力によるいじめ防止を進める。
- ②「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、P D C Aサイクルで年間を通して実施する。
- ③いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。
- ④開かれた学校経営を行い、家庭や地域と協働する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会の設置

- <実施回数> 年15回程度実施
- <構成員> 全教職員、必要に応じてスクールカウンセラー
- <役割> ①学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価
②教職員の共通理解と研修
③児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
④いじめ問題に関する情報の共有、対応の検討

(2) 生徒指導部会の設置

- <実施回数> 月1回
- <構成員> 生徒指導主任、学年生徒指導担当教諭、いじめ不登校対策担当教諭
- <役割> ①いじめ問題に関する情報交換
②いじめ問題に関する学年連携の協議

(3) いじめ対策会議の設置

- <実施回数> 適宜
- <構成員> 生徒指導主任、学年生徒指導担当教諭、いじめ不登校対策担当教諭、発生学年教諭
- <役割> ①事実確認と情報の共有
②事案の指導体制と方針決定
③校長、教頭へ報告
④関係児童への指導・支援と保護者との連携
⑤事後の指導・支援

(4) 緊急対策会議の設置

<実施回数> いじめ重大事案発生時

<構成員> 校長、教頭、教務、校務、生徒指導主任、保健主事、いじめ不登校対策担当教諭、発生学年教諭、養護教諭、事案による関係者（SC、市教委、警察、児相、子育て支援課、社協等）

<役割> ①事実確認と情報の共有
②事案の指導体制と方針決定
③関係児童への指導・支援と保護者との連携
④関係機関への連絡と連携
⑤事後の指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 発達支持的生徒指導

- 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
 - ・教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるよう、多様性に配慮した指導を行う。
- 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
 - ・学力以外にも様々な観点から、児童生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを、学校生活において提供する。自分のやろうとすることが認められ、児童同士が応援し合うことができるようにする。
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
 - ・お互いに助け合いながら、学級の係活動や児童会などにおいて何ができるのか、ということについて児童自身が考える機会を用意する。
- 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。
 - ・「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築く。

(2) いじめの未然防止の取組

- みとめ合い、ささえ合い、ともに伸びようとする学級づくり
 - ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- 楽しく分かる授業づくり
 - ・日々の授業を大切にし、ユニバーサルデザインを取り入れた、どの児童にも分かりやすく、自己の高まりを実感できる授業づくりに努める。
 - ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- 特別活動の充実
 - ・児童の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、集団活動や体験活動の場を計画的に実施する。他者との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付き、自己有用感を感じとれる場や機会をつくる。
 - ・児童会活動において、校内でいじめ撲滅や思いやりの心と呼びかける活動等児童自

身の主体的な取組を進める。

○ 道徳教育・人権教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を育てるために学校教育全体で道徳教育や人権教育を進める。
- ・人権週間では、校長講話を行うとともに、全校で人権尊重について考える機会をつくり、児童同士の人権意識の高揚を図る。(12月)
- ・インターネット等の情報の取扱いや、SNS等の利用の仕方に関して、情報モラル教育を進める。

○ 保護者や地域への働きかけ

- ・PTAの各種会議や個別懇談会等において、学校における児童の実態やいじめ防止の取組等について情報提供したり、家庭の協力に向けてホームページや学校だより等で啓発したりする。

○ 教職員の連携・資質向上

- ・情報交換・意思疎通を心がけ、さまざまな問題に対応できる協力協働体制を構築するとともに、児童理解やいじめ対応に関するスキルや指導方法を身に付けるために、現職教育等で研修を実施する。

(3) いじめの早期発見の取組

○ いじめに関するアンケートの実施

- ・いじめの実態を定期的に把握し、いじめが起きにくくなる状況を意図的・計画的に行うために、いじめアンケートを年3回実施する。(5月・10月・2月)
- ・実施したアンケートは、ファイルに綴じて保管する。(年度末に回収し、3年保管)

○ 教育相談の実施

- ・定期的な教育相談週間を年2回設けて、児童の小さなサインを見逃さないように努める。(5月・10月)
- ・スクールカウンセラー(火曜日10:45~16:45 年間15日程度)を紹介し、校内で相談できる窓口を児童・保護者に紹介する。

○ 外部相談窓口の紹介

- ・こころの電話、子どもの人権110番等、学校や親に相談できない場合への相談窓口を紹介する。

○ カウンセリングマインドの向上

- ・教職員にさまざまなスキルや指導方法を身に付けさせ、いじめの認知能力を高めるために現職教育やいじめ・不登校対策委員会等で専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)を講師とする研修を実施する。

○ 保護者との連携

- ・保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。

○ 児童理解

- ・教師がいじめを早期発見するために、休み時間や下校時など、児童とのふれあいの時間を確保するように努める。

(4) いじめに対する措置(早期対応の取組)

○ 緊急対策会議の開催

- ・校長のリーダーシップのもと、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。また、全教職員へ速やかに情報共有を図る。

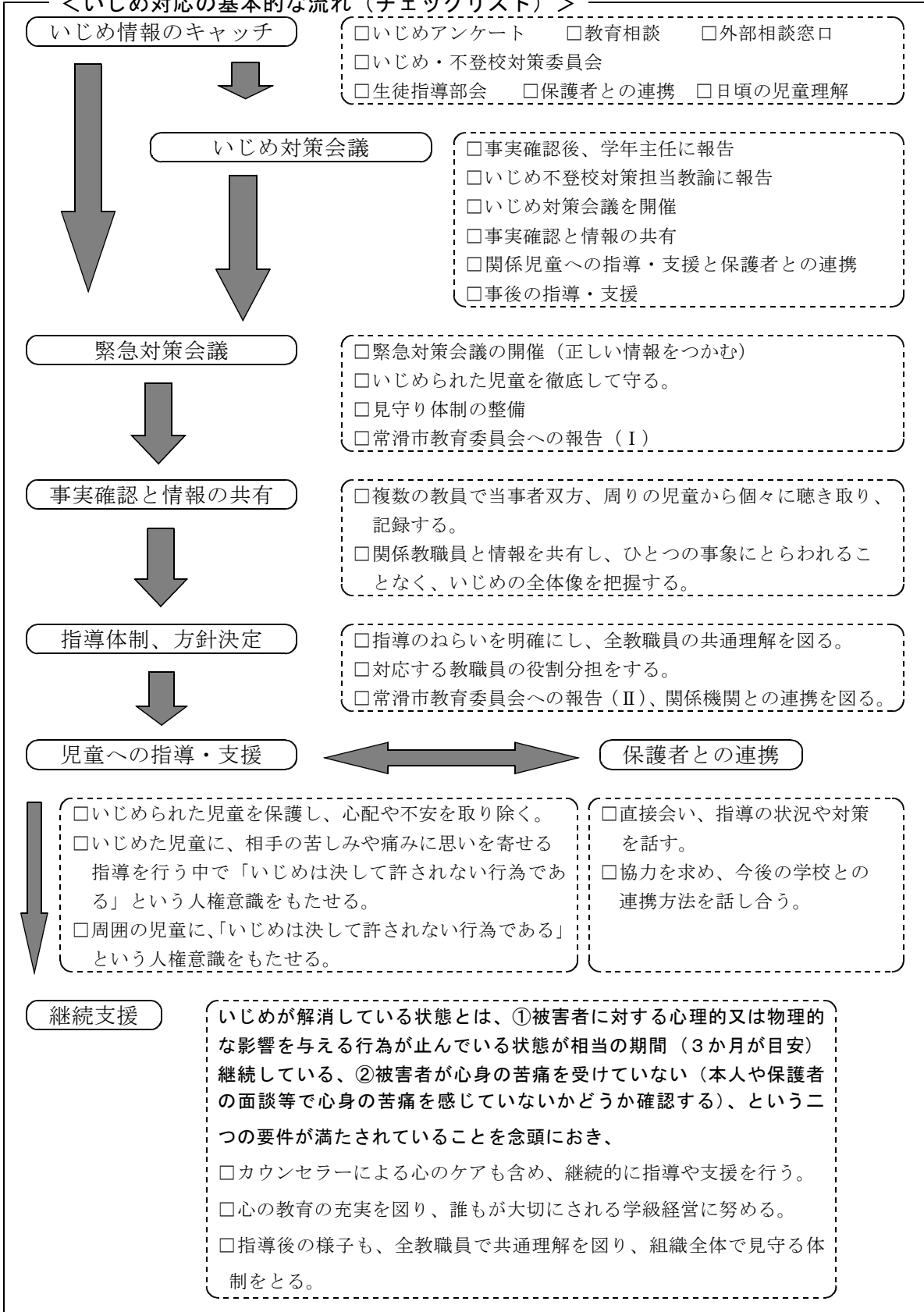
○ 市教育委員会との連携

- ・市教育委員会との連携を密にし、確実な情報提供を図るとともに、事案に応じて必要

な指導・助言を受ける。

- 関係機関との連携
 - ・ 事案に応じて保護者（PTA）の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、子育て支援課、警察、児童・障害者相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。
- 児童への指導・支援
 - ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
 - ・ 被害児童が安心して教育を受けられるよう必要な措置をとる。
 - ・ 加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - ・ 集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

＜いじめ対応の基本的な流れ（チェックリスト）＞



(4) ネット・SNS上のいじめへの対応

- 情報モラル教育の実施
 - ・学活や道徳の授業等で、児童へのネットモラルに関わる情報モラル教育を行う。
 - ・いじめアンケート実施時に、SNSの使い方について注意喚起をする。
 - ・5年生は、外部講師による情報モラル教育を年に1回行う。
- 関係諸機関との連携
 - ・学校単独で対応することが困難な場合は、市教育委員会と相談しながら警察等、関係諸機関と連携して対応する。

(5) いじめ重大事態に対する平時からの備え

- 学校のすべての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解し、学校いじめ防止基本方針を効果的に運用し、いじめの積極的認知、早期発見・早期対応を徹底する。
- 法が定めるいじめの重大事態は、重大な被害の「疑い」の段階から取り扱い、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応ができるように平時から備えておく。また、学校はいじめ対策組織については、各教職員が適切に役割分担を行い、実効的な役割を果たせるようにするとともに、市教育委員会や関係諸機関と連携体制を構築する。
- 重大事態の考え方や、警察との連携などについて入学時や各年度の開始時に保護者等にあらかじめ説明したり、ホームページに掲載したりするなどし、重大事態発生時の対応について周知を行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - 等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・年間30日が目安。
 - ・連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
(法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行う)

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態調査の目的

この調査は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査であり、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行う。そのため、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(3) 重大事態への対応の流れ

- ①緊急対策会議を開くとともに、重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。(I)
- ②常滑市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
(調査組織は、学校いじめ対策組織方式と第三者委員会方式のどちらかを設置する。)
- ③調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④対象児童・保護者への事前説明を行う。
- ⑤関係児童・保護者への説明等を行う。
- ⑥対象児童・保護者及び関係児童・保護者に対し、調査結果の提供をする。
(詳細な事実関係と検討した実効的な再発防止策の説明)
- ⑦調査結果を常滑市教育委員会に報告する。(教育委員会から市長へ報告)(II)
- ⑧市長が再調査が必要であると判断した場合、調査委員による再調査を実施する。)
- ⑨再発防止策の実施

5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート(12月)を実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は保護者へ配付するとともに、学校のホームページに掲載する。
- いじめの防止に関する校内研修を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- 「重大事態」に関わる用語の定義を以下に示す。
 - 法・・・・・・・・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
 - いじめ・・・・・・・・法第2条第1項に規定する「いじめ」
 - 重大事態調査・・・・法第28条第1項に基づく学校の設置者又は学校が行う調査
 - 調査主体・・・・・・・・学校の設置者又は学校
 - 再調査・・・・・・・・地方公共団体の長等が法第29条第2項、第30条第2項、第30条の2、第31条第2項、第32条第2項に基づいて行う調査
 - 第三者委員会・・・・調査組織の構成員が全て第三者で構成されている調査組織
 - 対象児童・・・・・・・・「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は、「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある児童
 - 関係児童・・・・・・・・いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童
 - いじめを行った児童・・・・関係児童のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童